

高齢者等屋根雪下ろし費用助成事業のお知らせ

福島町では、高齢者等世帯で、**住んでいる家の屋根の雪下ろし及び下ろした雪を排雪することが困難な世帯**に、除排雪経費の一部を助成する制度を今年度も実施します。

■助成対象世帯

町民税が非課税または均等割だけの課税世帯で、**除雪作業を援助できる子どもが町内に居住していない世帯**であり、次の①から⑤のいずれかに該当する世帯です。なお、町内に居住する子どもが障がいや疾病等により除雪作業が出来ない場合や子どもが女性や65歳以上の場合は助成対象となります。

なお、町税（料）の滞納世帯については、助成の対象外です。

- ①65歳以上の高齢者のみの世帯 ②心身障がい者のみの世帯 ③介護サービス受給のみの世帯
④母子家庭世帯 ⑤その他調査の結果必要と認められる世帯



■助成の金額

助成金額は、町が定めた基準額の8割（助成限度額32,000円）を助成します。

■助成の回数と期間

助成を受けられる回数は、1世帯当たり期間中1回とし、助成期間は、平成28年3月までです。

■助成事業の申し込み（お問い合わせ）

申込先：福島町役場住民生活課住民生活係 申込受付：平日の午前8時30分～午後5時まで

※注意事項

町では、助成の対象者か調査し、その結果をお知らせして、町の登録業者をあっせんします。
通知前に業者へ依頼することはしないでください。

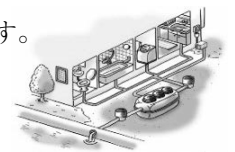
浄化槽整備事業を進めています

●対象住宅

1. 住まいを目的とした住宅 2. 工場排水等特殊な排水を伴わない店舗又は事務所等併用住宅

●浄化槽の設置に必要なこと

1. 浄化槽を設置する土地が無償で使用でき、その承諾がもらえること。
※工事に必要な面積は約3坪で、そのうち浄化槽本体の設置スペースは自家用車1台分です。
2. 浄化槽を設置する土地に障害物がないこと。
3. 工事費用の負担ができること。



●水洗化に係る改造工事費

便室の改修や排水設備等や水洗化にかかる改造工事費は、家の構造や改造の方法によって異なりますが、水洗化工事費の60万円を上限として工事費の3分の2を補助します。

●浄化槽使用料について（維持管理費）

浄化槽の年間維持費は、大きさによって異なりますが、経費合計の3分の2を町が負担し、使用者は3分の1を分割納付していただきます。

人槽	月額使用料（初年度）	月額使用料（2年目以降）
5人槽	1,900円	1,700円
7人槽	2,100円	2,000円

※月額使用料は清掃回数などにより変わる場合があります。

※維持管理費は法定検査料、保守検査料、清掃料等です。初年度は、法定検査料が5,000円加算されます。

※その他、水洗化工事費に対して必要な資金の融資あっせん和利子補給の制度もあります。

浄化槽設置について詳しく知りたい方は、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

住民生活課住民生活係

☎47-4681